

議案第84号

松戸市公民館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
の制定について

松戸市公民館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を別紙のよ
うに定める。

令和6年2月22日提出

松戸市長 本郷谷 健 次

提 案 理 由

公民館運営審議会について、その職務が社会教育委員会議の職務に包含され
ており存置の必要性がないことから、これを廃止するため。

松戸市公民館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

松戸市公民館の設置及び管理に関する条例（昭和51年松戸市条例第38号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線の表示部分（以下改正前欄にあっては「改正前部分」と、改正後欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正前部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正前部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正前部分のみ存在するときは、当該改正前部分の文言を削る。
- (3) 改正後欄に「（削除）」と存在するときは、それに対応する改正前部分の目次、章、条、項、号等の全てを削る。
- (4) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改 正 前	改 正 後
<p style="text-align: center;">（公民館運営審議会）</p> <p><u>第4条 法第29条第1項の規定により、第2条に規定する公民館に公民館運営審議会（以下「審議会」という。）を置く。</u></p> <p><u>2 審議会は、委員10人以内で組織し、次に掲げる者のうちから、松戸市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が委嘱する。</u></p> <ol style="list-style-type: none"> <u>(1) 学校教育関係者</u> <u>(2) 社会教育関係者</u> <u>(3) 家庭教育の向上に資する活動を行う者</u> <u>(4) 学識経験者</u> <p><u>3 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。</u></p> <p style="text-align: center;">（委員長及び副委員長）</p> <p><u>第5条 審議会に委員長及び副委員長を置く。</u></p> <p><u>2 委員長及び副委員長は、委員が互選する。</u></p> <p><u>3 委員長は、会議を招集し、議長となる。</u></p> <p><u>4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を行う。</u></p> <p>第6条～第14条 （略）</p>	<p style="text-align: center;">（削除）</p> <p style="text-align: center;">（削除）</p> <p>第4条～第12条 （略）</p>

<p>(使用料の還付)</p> <p><u>第15条</u> 既に徴収した使用料は、還付しない。ただし、次の各号の一つに該当するときは、その全部又は一部を還付することができる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 教育委員会が<u>第13条第1項第3号</u>に規定する理由により利用の承認の取消し等をしたとき。</p> <p>(3) (略)</p> <p><u>第16条</u> (略)</p> <p>(原状回復の義務)</p> <p><u>第17条</u> 利用者は、その利用を終了したときは、直ちに設備、器具等を原状に復さなければならない。<u>第13条</u>の利用の承認の取消し等があつた場合も同様とする。</p> <p><u>第18条～第20条</u> (略)</p>	<p>(使用料の還付)</p> <p><u>第13条</u> 既に徴収した使用料は、還付しない。ただし、次の各号の一つに該当するときは、その全部又は一部を還付することができる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 教育委員会が<u>第11条第1項第3号</u>に規定する理由により利用の承認の取消し等をしたとき。</p> <p>(3) (略)</p> <p><u>第14条</u> (略)</p> <p>(原状回復の義務)</p> <p><u>第15条</u> 利用者は、その利用を終了したときは、直ちに設備、器具等を原状に復さなければならない。<u>第11条</u>の利用の承認の取消し等があつた場合も同様とする。</p> <p><u>第16条～第18条</u> (略)</p>
--	--

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(特別職の職員の給与及び費用弁償の支給に関する条例の一部改正)

2 特別職の職員の給与及び費用弁償の支給に関する条例(昭和31年松戸市条例第15号)の一部を次のように改正する。

次の表中下線の表示部分(以下改正前欄にあっては「改正前部分」と、改正後欄にあっては「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正前部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正前部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正前部分のみ存在するときは、当該改正前部分の文言を削る。
- (3) 改正後欄に「(削除)」と存在するときは、それに対応する改正前部分の目次、章、条、項、号等の全てを削る。
- (4) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改 正 前	改 正 後
別表2(第4条関係)	別表2(第4条関係)

職名	報酬
(略)	
社会教育委員	(略)
公民館運営審議会委員	日額 8,500円
文化財審議会委員	(略)
(略)	

職名	報酬
(略)	
社会教育委員	(略)
(削除)	
文化財審議会委員	(略)
(略)	